

令和2年第1回にかほ市議会定例会会議録（第7号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
市民課長	佐々木明美	生活環境課長	佐藤正穂
子育て長寿支援課長	池田昭一	農林水産課長	佐藤正之
教育総務課長	池田智成	学校教育課長	菊地新吾
管理課長	今野雄志		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第7号

令和2年3月18日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第2 議案第3号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第3 議案第4号 にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第5号 にかほ市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第6号 にかほ市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第7号 にかほ市特別導入事業基金条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第8号 にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第9号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第10号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第11号 にかほ市道路占用料徴収条例及びにかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第12号 にかほの景観を守り育む条例制定について
- 第12 議案第13号 ガス事業譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第13 議案第14号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第15号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第16号 市有財産の無償譲渡について
- 第16 議案第17号 令和元年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少について
- 第17 議案第18号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第18 議案第19号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第19 議案第20号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第20 議案第21号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第21 議案第22号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第22 議案第23号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第23 議案第24号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第25号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）について
- 第25 議案第26号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第26 議案第27号 令和2年度にかほ市一般会計予算について
- 第27 議案第28号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第28 議案第29号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について

- 第29 議案第30号 令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第31号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第31 議案第32号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第32 議案第33号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計予算について
- 第33 議案第34号 令和2年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第34 議案第35号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第35 継続審査について
 - 陳情第1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情
 - 陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情
- 第36 議提第1号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第37 議提第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
- 第38 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第7号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

商工観光部長より発言を求められておりますので、これを許します。商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 一昨日の本会議で配付いたしました、にかほ市中小企業振興資金融資あっせん制度、「マルに」融資制度の概要のレジメに関しまして、昨日、国の基準がまた緩和されたことによりまして、結果としまして一昨日配付しました資料の内容が変わったために、改めて皆様方のに修正したものを配付してございます。

なお、条例改正及び規則には影響はございませんので、その点申し述べたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

欠席委員（なし）

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔

まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	斎藤和幸
市民課長	佐々木明美	生活環境課長	佐藤正穂
子育て長寿支援課長	池田昭一	農林水産課長	佐藤正之
教育総務課長	池田智成	学校教育課長	菊地新吾
管理課長	今野雄志		

.....

午前10時02分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） それでは、令和2年3月6日付託になりました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第3号——大変失礼いたしました。

議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）、全員の賛成で承認と決しております。

次に、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、所管に関する事項でございます。全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算について、所管に関する事項でございます。賛成多数にて可決と決しております。

以下、審査の詳細について若干御報告申し上げます。

初めに、議案第1号でございます。

これにつきましては、12番佐々木正勝議員より委員会質疑が出ておりましたので、その答弁を御報告申し上げます。

2款1項11目13節委託料2,200万円について、ふるさと納税管理サイト運営委託料の内訳、ふるさと納税管理サイト運営委託の契約内容についての質疑がございました。

答弁です。ふるさと納税関連経費として増額補正した委託料2,200万円の内訳は、ポータルサイト掲載委託料及び管理運営事業者への委託料の合計で、寄附取り扱いなどの20%に消費税相当額を加算したものであります。ふるさと納税ポータルサイトの掲載は、より多くの方々に寄附いただけるよう、本市の返礼品、全国に広く紹介、周知、PRするため、ふるさとチョイスや楽天ふるさと納税、ふるさと本舗などの10のサイトに掲載しております。サイトの掲載に当たっては、サイト運営

事業者との委託契約を結び掲載しているほか、さらに、こうした複数のサイトから寄附に関する申込受付情報、寄附額、住所、氏名、希望する返礼品等を一括して集約管理した上で、本市へ寄附者情報を随時通知するとともに、返礼品の在庫管理や返礼品について市内事業者への発注などをお願いしている管理運営事業者1社に対する委託料との2種類合わせたパーセンテージであります。

次に、質問の契約内容については、各事業者で作成している全国の自治体との間で取り交わされている契約書が提示され、その内容を確認した上での契約をしております。

契約事項は、概ね次のとおりです。(1)各事業者のシステム、返礼品情報の掲載、紹介や寄附受付情報管理機能等の利用と、その利用に関する条件。(2)契約期間や委託料の定め。(3)寄附金の収納と市に対する納付の方法。(4)寄附者への返礼品の配送手配。(5)毎月の実績報告などの定めとなっております。

次に、審査内容です。

質問です。専決に至った理由を適切な支払いを考えているということですが、2,080万円ほどの残予算では支払いが足りなかったということで専決処分に至ったということですが、もう少し前に予算不足となることがわからなかったのか。臨時議会や別の方法はなかったのか。

答弁です。12月に補正予算を計上しましたが、その後12月の一月で1億4,000万円という寄附額があったのは、年末の特別な要因だと思います。12月補正の積算段階ではこのようになると想定しておりませんでした。ふるさと納税の支払いに関しては、決まったものであり、支払いをしなければならぬ支出でありますので、これだけのための臨時議会を開くという手法も一つありますが、ほかに予備費を充当するという方法もありますが、制度に沿ってやっていくことを皆様からも御理解いただきたいということで、予備費はあくまでも突発的な緊急事態に対しての充当と位置づけて考えておりましたので、納税の支払いに予備費での対応はそぐわないと考えておりました。

質問です。遅延損害金が発生するということですが、どの程度になりますか。

遅延損害金の算定に係る利率についてお答えします。支払遅延防止法に関する法律に基づく財務大臣が決定する遅延利息の率を適用するとしております。その利率は年2.7%であります。

次に、議案第20号についてであります。

まちづくり推進課関係です。

質問です。金浦駅跨線橋の委託料の減額について、200万円程度の減額になっているわけですが、実際のJRへの委託料は幾らになるのですか。

答弁です。令和元年度で詳細設計を委託した事業者は、JRでなく民間の設計会社に委託しております。入札の結果により請負額が下がったもので、210万円ほどの請負差額が出たという結果になります。契約金額は1,738万円でした。

質問です。国道7号線の花いっぱい運動について、委託や消耗品の科目はありますが、トータルの減額補正の理由を教えてください。

答弁です。消耗品では、花苗、培養土の購入を予定していたほか、委託料では、国道花壇の除草や花を植えるための耕耘作業等の整備を計画しておりました。市内にある国道花壇の全体を予定したものの、余りにも広範囲にわたることから、幾らか花壇の数を減らしました。それに伴い購入す

る花苗の量も減ったということで、花壇の区域を減らしたのが減額の大きな理由でございます。

質問です。国道花壇の花いっぱい運動は、以前は国交省で行っていたと思いますが、現在の仕組みはどうなっていますか。

答弁です。国土交通省では国道花壇を維持する財政の余裕がないため、ここ数年は放置されていましたが、国土交通省に対し花壇を使わせてもらうよう届け出をし、許可をいただいた。許可と後援をいただく形で実施しております。こうした事業の財源として、太陽光や風力発電の事業者が拠出していただいております、積み立てております再生可能エネルギーの基金を活用しております。

総合政策課関係です。

外国人技能実習生管理組合設立支援業務委託料について、減額補正となった大きな理由は何ですか。

答弁です。当初はその必要性の強さから予算化しました。事業を進める中で現在受け入れている企業や今後受け入れ予定の企業との情報交換をする機会が増え、結果、行政としては、行政で組合を運営するのではなく、外部の方々による運営を目指しておりましたが、企業の皆様は組合の運営よりもベトナムから来てもらえるような施策や、来た方へどういった手立てをしていくかというところを行政に望んでいるという現状を把握しましたので、まずはそこから展開していく必要があるということが大きな理由でございます。

次に、質問です。RPA導入業務委託料については、どの課で最初に導入する予定ですか。それから、委託先の業者についてはどうなっていますか。

答弁です。RPAとはロボティック・プロセス・オートメーションの略語であり、パソコンの中にソフトをインストールすれば、ソフトが組み立てた順番どおりに業務をこなしてくれるというものです。人間がこれまで行ってきた繰り返しを行うような単純作業がパソコンの中で行ってくれるようになります。今回導入する業務は二つです。一つは、税務課の軽自動車の廃車業務です。もう一つは、総務課の人事異動に伴う職員名簿や構成図の作成業務です。委託先については、システムを開発している業者を検討しており、近隣市町村や県の方で実績のある業者を中心に検討していきたいと思っております。

次に、消防関係です。

質問です。消防団員報酬の減額について、今年度は災害が少なかったために出動数が減り、減額ということですか。

答弁です。災害の多い少ないにかかわらず、消防団員に年額で支払われている報酬の減額です。定数で予算要望しているものの、団員数の減少により減額となっております。

次に、議案第27号についてであります。

初めに、税務課関係です。

質問です。コンビニ等収納委託手数料99万6,000円とありますけれども、これは件数で言うとどれぐらいになりますか。

答弁です。件数に関しては、月1,125件を見込んでおります。平均ではありますが、年間で1万3,500件を見込んでおります。

質問です。例えば納付書が来る。払いに行く。払う側に手数料がかかりますか。

答弁です。手数料は市が負担します。手数料は1件当たり57円で、本人負担ではありません。

次に、総務課関係になります。

質問です。旧小出小学校の排水の配管改修は、元の申し合わせがあったかと思いますが、今回稼働して初めて新たに見つかったため計上しているもの考えますが、そのほかにもまだありますか。

答弁です。現在の予算に反映されているもの以外で、建物の使用部分として市の持ち出しに係るものは現在のところ把握しておりません。

質問です。負担金補助金についてですが、仁賀保高校教育振興会助成金について65万円の増額となっていますが、教育活動用 i P a d の利用の仕方や台数、先進テクノロジー視察研修などについて学校が企画して行うものかなどは、分かる範囲で教えてください。

答弁です。今回の助成金の増額に関しては、仁賀保高校から教育振興会に対して助成金の増額の要望をいただいております。一つは、教育用 i P a d の購入ということで、10台分の要望をいただいております。令和4年度から新教育課程がスタートするもので、情報メディア科の生徒が i P a d を1人1台使いながら授業に活動するというものです。もう一つの先進テクノロジー視察研修は、費用の一部補助としてお願いされたものです。1人当たり1万円程度の助成要望です。候補として、国内最大の I T イベント「C E A T E C」の視察や、有名 I T 企業でのインターンシップなどが活動の候補として挙げられております。この二つを合わせて、今回65万円の増額となっております。

次に、防災課関係です。

防災士の補助金について、防災士は市内に何人いますか。

答弁です。市役所職員ではないと思います。会員に対しては、防災スペシャリストの講習を受けております。市役所以外では令和元年度に1名、防災士の補助金を使って資格を取った方がおります。市内全体では、昨年実績で11名、今年度2名おまして、合わせて13人になるかと思っております。公表されているものを確認しなければわからない部分もあります。

質問です。防災士は行政に対して拘束性はないのですか。

答弁です。ありません。

次に、企画調整部、まちづくり推進課関係でございます。

自治会等地域活動補助金の80万円というのはどういった予算ですか。

答弁です。仁賀保地域、金浦地域、象潟地域の旧町単位で構成している各町内会の活動に対する補助金になります。

質問です。若者100人会議は30人ぐらいを集めてとの説明であったが、新規事業ですので、どういった内容か、もう少し詳しい説明をお願いします。

答弁です。若者100人会議は、20代から40代を構成員とする組織で、幅広い分野から選任したいと考えており、指名する委員と公募による委員で組織化を行う予定です。任期は2年で、委員に対して市の現状や課題等を説明し、情報を共有した上で、委員みずからがテーマを定め、ゼロベースから議論を重ねて政策やイベント等の企画をし、提案の内容をまとめてもらいます。令和2年度では組織化を図るほか、視察研修等も行いながら理解を深めていただき、後半にはテーマに即した企画提案

についての協議を開始したいと考えております。

総合政策課関係です。

旧上郷小学校利活用事業委託について、事業の内容の記載はありますけれども、予算の使い方や誰がどうやっていくのか全貌が見えません。詳細を説明してください。

これは資料を提出されて、資料で説明を受けております。

質問です。この事業について、どういうふうに進んでいくのか。委託先の有限会社R e : Sとはどのように動いていくのか、説明を求めたい。

答弁です。今年度はプロデュースを有限会社R e : Sに委託しておりますが、来年度は、また改めてプロポーザルという形をとりたいと考えていますので、有限会社R e : Sに継続して委託すると決まっているわけではなく、他の事業者となる可能性もあります。

質問です。そもそも上郷小学校はジオパーク拠点とする話があったはずですが、それは現在どうなっているのか。いきさつを教えてください。

答弁です。ジオパークは今年の再認定に向け、どこに拠点が必要だという話になりました。拠点施設の場としては、道の駅周辺のほかに上郷小学校も候補地の一つに入っておりましたが、検討の結果、大きな拠点を一つつくるよりも各市町村でそれぞれ拠点をもちような形にしていくということになりました。ですので、上郷小学校を大きな拠点とする話はなくなりました。

質問です。では、今回の案はどのように出てきたのですか。

答弁です。根本にあるのが、いちじくいちです。いちじくいちのように人を集める場として活用していくことが最適であるということで、今後、関係人口の創出・拡大の場として活用していくために、藤本さんと相談しながら進めてまいりました。

質問です。今年度はどのようなプロデュースを委託する予定ですか。また、トータルデザインプロデュースとはどういうものですか。それと、この事業はいつ頃形として見えてくる予定ですか。

答弁です。どういう人を連れてこられるか、どういうところにアプローチできるかなどをプロポーザル方式で比較する予定です。トータルデザインプロデュースは、スクーリングの講師依頼、メディアの手配など、費用の対象になります。この事業については、一般的な施設整備とは異なり、具体的なスケジュールはありません。どういうものにしていくか、地域の方々や事業にかかわる方と一緒に作り上げながら関係人口を創出していくものですので、でき上がりが形としては見えにくいものと考えています。

質問です。それでは、最終的に予算がどのぐらいになるか、我々もわからないことになります。これまでトータルで7,000万円弱かかっているわけですが、これで完了なのか。さらには来年度予算計上するものなのか。そこはどうなっていますか。

答弁です。地方創生推進交付金を活用しております。この交付金は3年スパンですので、3年が一つの区切りとなります。地方創生推進交付金の中で、3年間でおおよそ1億5,000万円ほどを見込んでおります。交付金は3年計画で国に申請していますが、申請は毎年行うものであり、2年目、3年目の交付が保証されているものではありません。

質問です。市の持ち出しはどのくらいになりますか。

答弁です。国の交付額は事業費の2分の1です。交付金の充当残につきましては、起債充当する予定です。過疎債に充当できればその7割は入ることになりますので、市の実質的な持ち出しは2,200万円ほどとなると思います。

質問です。旧上郷小学校利活用の主たる目的は関係人口の創出であり、イベントで人を呼び込むための施設ではないということですね。主たる目的とそのため的手段、付随するものなどをまずはしっかりと趣旨説明してもらいたいと思います。

答弁です。これまでワークショップを行うたびにチラシの全戸配布をしてきたように、周知に関しては私たちも最大限努力してきました。理解を深めるのは難しい事業だと感じていますので、市民の皆さんにももう少しわかりやすい説明が必要だと考えています。この事業の目標は関係人口の創出と拡大です。地域おこし協力隊員をはじめとした皆さんの思いを大切に、市として情報発信をしっかりとしていきますながら、来ていただいた方にかほ市を学んでいただく活動を行って関係人口の創出の拠点としていきたいと考えております。

質問です。旧上郷小学校関連以外の委託料について説明をお願いします。

答弁です。地方創生SDGs等アドバイザー委託料は、今年度も行ってきた事業です。今年度は、職員向けの研修会や来年度に向けた構想づくりを行います。来年度は、大学生を呼び、フィールドワークとして、にかほ市の商工業の展開を考えていくような事業を予定しております。

次に、水環境都市にかほモデル構築事業は、昨年度にかほとで行われた未来討論会で出たアイデアを、今年度は、日水コンの社員と市役所の若手職員でブラッシュアップしました。来年度は、その事業化に向けて進めていく予定です。

次に、特産品プロモーション事業は、首都圏の飲食業界に対して、県内の2~3自治体と合同でPRしていくものです。

子ども伴奏プロジェクトPR委託事業は、にかほ市の子育て環境を首都圏に向けてPRしていくものであり、地方創生推進交付金を活用して行う事業です。

若者支援住宅整備コンサルタント委託料事業は、にかほ市で仕事をしたい人向けの住宅ニーズを調査するものです。適地や運営方法も併せて検討してまいります。

質問です。水環境都市にかほモデル構築事業、市の最終目標はどういったものですか。子ども伴奏プロジェクト委託事業は、何年間を想定していますか。

答弁です。水環境都市にかほモデル構築事業は、令和4年度まで水環境基本計画をつくりたいと考えております。計画に基づいてビジネス化していくものと、会社の社会貢献として取り組んでもらえるものの2本立てになるかと思えます。子ども伴奏プロジェクト委託事業は、地方創生交付金で3年計画で考えております。

質問です。子ども伴奏プロジェクト委託事業の委託料の内容説明をお願いいたします。

答弁です。委託料の中に子育てポータルサイトの構築委託料も含まれています。総合戦略アクションプランのKPIを順に決まってくると、さらに、にかほ市の子育て環境に興味がある方を選出し、アンバサダーになってもらうような順番になってまいります。

質問です。子育てポータルサイトは、子ども伴奏プロジェクト全体の施策をPRするものですか。

答弁です。全体的な施策をPRしていきます。まだ子どもがいない世代から子育て中の世代まで幅広くささるよう、PRしていきたいと考えております。

消防関係です。

委託料、Net119業務委託とありますが、Net119とはどういったものですか。

Net119ですが、スマートフォンの普及が拡大している中で、会話に不自由な聴覚、言語障がい者用に、スマートフォンの場面でタッチや文字の入力により119番通報ができるシステムの導入を来年度に予定しております。その導入費用となっております。

質問です。聴覚、言語の不自由な方が市内にどの程度いるか把握し、その方々に何かを配付するということですか。

答弁です。利用するためには消防署に登録する必要があります。利用できるのは障がい者の方が対象ですが、必ずしも障がい者手帳を所持していなくても、消防署が必要と認めた場合、利用することができます。スマートフォンなどの機器が必要となり、事前に登録してもらう必要があります。福祉課と協議して対象者をリストアップし、事前に導入してのアンケートを実施しております。アンケートの対象者は84人で、聴覚障がい、音声障がい、言語障がいの重複している方もおりますが、84人の方を対象に利用したいかどうかを意向調査しております。回答は42通で、回答率50%でしたが、利用したいかどうかの質問については、42人のうち21人が利用したいと回答しておりました。

同じく委託料に多言語通訳業務とありますが、どういったことなのか説明をお願いします。

答弁です。多言語通訳業務委託ですが、近年の外国人の旅行者や外国人労働者が日本語が話せないために119番通報をためらう状況が全国的に見受けられるため、それに対応するためのものです。外国人の方が119番通報すると、通報を消防の指令センターで受け、その通報をコールセンターに転送します。コールセンターに通訳をしている方がおり、三者通話で通報に対応します。対応言語は18言語、24時間365日対応で、三者通話により通訳の方を間にはさみ、通報に対応するシステムとなっております。

大変長くなりましたが、議案第27号の採決に当たってはそれぞれ賛成反対討論がありましたので、若干御報告申し上げます。

議案第27号について、反対討論です。

一般会計の上郷小学校利活用関係については、反対の討論を行います。この事業は、昨年補正予算にありましたが、詳細については今回の委員会の中でやっと事業の中身がわかりました。この先、この事業をやって3年後の姿を考えた場合、不安の要素がある難しい事業だと思います。この事案に関しては納得できないため、反対するものです。

次に、賛成討論です。

旧上郷小学校利活用事業5,130万7,000円について、いろいろ議論が交わされておりますが、今後、本事業は、にかほ市の魅力発信、関係人口の拡大、人材育成を目的としており、今後、にかほ市民はもとより市内外、県外の方々にも多く参加していただき、大いに推進をしてもらいたい事業であると思われれます。国からの補助金と過疎債を充当することにより、負担は2,200万円程度です。有益に事業を推進できるものと考えるところであります。議会や市民の中には、事業内容の不透明感や

当面のインシヤルコストも今後のランニングコストにも不安を感じる向きもありますが、本事業は利益性重視の事業と異なり、関係人口増大や人材育成においては人口減少問題と同様、一朝一夕に成果が明確に示されるものではなく、中・長期的な視点で事業を行う必要性があること。また、市民の参加や下支えが非常に重要な事業であることから、当局には丁寧な周知と説明を今後も求めるとともに、議会としてもその点を理解しながら、イベントへの参加等を通して今後の事業推進をしっかりと監視し、提言する必要があると考えます。今回の上郷小学校利活用事業においても、プレーヤー型とプロデューサー型の両面をもった委託であることから、トータルプロデューサーや関係者との連携を密にしながら、事業内容、今後の計画等について十分に把握し、議会や市民へ情報を行いながら事業の推進に取り組んでもらいたいと思います。以上が賛成討論でした。

以上で報告終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。1番。

●1番（齋藤光春君） だいぶ討議されたようですが、この上郷小学校の活用に関しまして、先ほどお話しありましたが、形が見えにくいものであると、そういうようなところに総額、3年間で1億5,000万円ほどの経費をかけるということは、これで交流人口を増やしていくんだということなんですけれども、例えば、この事業の中身をちょっと見させていただきましたが、スクーリングとかですね講師、それから様々なこういう発信のための講習会等の予算もありますけれども、これは特別ここでやらなくても、公民館とか様々な今既存の施設でもできるようなことでありますので、そこら辺のところも話し合いはどのようになされたのかということ。それから、2年目、3年目、国とか県の保証が——地方創生のですか、保証がないというような、わからないということなんですけれども、その後、もしなくてもこれをずっと続けていくという、これははっきり言って我々の税金ですので、その市税を使って続けていくというような覚悟の上でやられた話をなされたのか、お聞きします。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長。

●総務小委員長（伊藤竹文君） ただいまの質問は2点ほどございましたが、総合政策課に係る部分について、上郷小の利活用に係る部分での話し合いは相当長時間にわたり行いました。で、御質問にあります部分については、まず総額、3年間にわたり1億5,000万円の用途については、あくまでも目安であり、こういうことを検討しているというようなお話でしたので、今議員がおっしゃったような細部にわたる、一つ一つにわたる検討は加えておりません。

もう一点につきましては、同じような中身でしたね。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） なくなったときどうなる。

●総務小委員長（伊藤竹文君） 正直、2年先、3年先については、見通しがきちりしているものではないという説明がありましたが、そこについての、もしなかった場合ということでの質疑はありませんでした。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 1番。

●1番（齋藤光春君） これは大切なことだと思いますよね。そういうところもしっかり考えてやっ

ていただかなければいけないんですが、先ほど、R e : S社との契約の中で一番だったのが、いちじくいちがイベント中心になった。これはイベント会場ではないということで——ものではないということでお話しありましたけども、そうであるならば、ここでもうちょっと地元の地域の方たちとの話し合いの中で、活性化ということも含まれた事業ということでの話し合いというのがなされたかっていうのは、論議はされなかったものでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長。

●総務小委員長（伊藤竹文君） 地域の皆さんとの意見交換等については、先ほども説明した中にあったように、これまでのワークショップを行うたびに周知徹底をしてきましたが、地域の方々の参加がゼロではなかったというような説明は受けております。また、委員の中からは、これまで地域住民の理解が非常に必要だと思いますが、置き去りにされてきたんじゃないかというような質疑もありました。その中で、先ほど言いましたとおり、ワークショップ等で地域の方も何人かは来られていましたよという答弁でございました。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） はい。

●1番（齋藤光春君） こういうような情報発信、それから交流人口を増やすのは大変大切なことだと思います。ただし、そういう綿密な計画のもと、市の方でのしっかりとした案をもった上での、そのR e : S社ですか、そちらの方と契約したり、それから連絡調整及びプロデュースの企画等の依頼は結構なんですけども、そちらの方、これとは市の方のとは合致したような形で進めてるっていう委員会での話をしっかりとされたものでしょうか。市の方の計画と、それから、R e : S社の方としっかりとした計画がなされたということでのプロデュース契約とかっていうこういう計画になったという話し合いなんかは、どのようになされたものでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） はい。

●総務小委員長（伊藤竹文君） 市が今提示している構想と、委員のそれぞれの意見が一致したかというような質問ととらえてよろしいですか。

【「R e : S社」と呼ぶ者あり】

●総務小委員長（伊藤竹文君） 有限会社R e : S社に対する部分についての質疑もありました。それぞれ今回の計画の中には、職員室を飲食可能なスペースにするために壁を取り払ってつくるのか、あるいは託児スペースをつくるのか、そういうもろもろの部分については、R e : S社のアイデアですかという質疑がありましたが、これについては、ワークショップによる参加者から出た意見で市にお願いしてきたというような形にとらえております。という説明でございました。

市の構想と委員会とは、しっかりと一致しておりません。当然反対者がありましたので、先ほど——R e : S社については——そのところは、その点だけをとらえた質疑は、R e : S社に対する質疑はありましたが、その一点にとらえた構想はきちんとできていましたかということについては、答弁の中に、審査の中にはなかったです。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質

疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 一般会計予算特別小委員会審査報告書。

令和2年3月6日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

令和2年3月16日。

一般会計予算特別教育民生小委員会委員長伊東温子。

一般会計予算特別委員会委員長小川正文様。

議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、所管に関する事項につきまして、可決されております。全員の賛成でした。

議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算について、所管に関する事項につき、全員の賛成で可決とされました。

それでは、若干審査内容につきまして報告いたします。

初めに、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてです。

教育委員会の方から先に始めさせていただきます。

教育総務課。

スクールバス運行委託料の減額理由は、

平成30年度から象潟スクールバス4台が運行開始。平成31年度予算編成時の見込みが困難だったことによるものです。

雇用賃金60万円の減額について、障がい者枠の職務の内容は、

事務補助で、庁舎間のシャトル便の文書受付のほか、軽易な事務作業が中心でということでした。

生涯学習課。

若者交流促進事業報償費の減額の理由。

4年間実施してきた、市内の若者を集めてにかほ市のよいまちづくりについて懇談する場をつくり、東北公益文化大学に講師を依頼してコーディネートする事業だったが、講師からは見直しの要望があり、検討中に、総合政策課の若者交流事業として水環境都市モデル構築事業の実施や、来年度、まちづくり推進課で予算計上している若者100人会議プロジェクト事業と若者の交流に係る同じような事業を実施することから、今年度の予算の減額をもって終了するものです。

金浦勤労青少年ホームの光熱費について。

一昨年頃から軽運動室や和室などの冷暖房が故障している箇所が多く見られるが、どのような状況なのか。

一昨年に台風で冷却棟2台のうち1台が破損。今年度予算で修繕した。和室は現在4台中3台故障のため、ブルーヒーターで対応。避難所でもあることから、新年度で予算計上しているということです。

白瀬南極探検隊記念館。

積立金について、基金の残高は幾らか。基金は大規模改修や小さな修繕も含めて活用されるのか。

平成30年度末で1億8,224万5,000円の残高でしたということです。条例で使い道が定められており、主に大規模改修する場合となっているということです。

繰越明許費で白瀬ルート踏破にチャレンジする100万円の補助金の支払いは、成功した場合支払うのか。それとも失敗しても支払うのか。

通常は補助金事業の成果が出た後に支払うのが一般的だが、この補助金では、応援支援するという性格からすると、概算払いで交付して後日精算するように考えている。飛行機が飛んで冒険の実行が決まった段階で補助金を交付する見込みということです。

文化財保護課。

文化財保護管理費、備品購入費について。

仁賀保高校のクラブの創設ができなくなったのは非常に残念だと思う。この事業は、経営後継者を育成するというで意義ある事業なので、小・中学校、あるいは大人に対象を変えて取り組む考えはあるか。

仁賀保高校では、1年生を対象に、1、2月に伝承芸能に関する講演と実演鑑賞、体験活動を実施。小・中学校では、令和元年度に象潟小学校で郷土芸能クラブを創設。金浦小学校では、伝承芸能鑑賞会で金浦神楽の実演がされた。これらの取り組みは継続して行う。

福祉課です。

プレミアム付商品券事業について。

制度内容などを大々的に広報し、利用率を上げるべきではなかったか。

国・県の指針に沿った広報活動のほか、非課税、子育ての対象者に対し再勧奨を行うなど、対策を行った。むしろ事前に購入代金を用意しなければならない等の対象の負担感が大きな要因であったかと考えている。

当市のマイナンバーカードの取得状況について。

3月3日現在で2,119運用している。人口に対する取得割合は8.74%と他市町と比べると低い割合で、年代別では40代が一番多く、50歳以上の取得が72%を占めている。取得件数の多い市町村は、コンビニ交付を実施している秋田市や由利本荘市などが多いと思われる。

福祉課関係です。

市民福祉部関係です。

子育て長寿支援課。

児童福祉事業費75万円の減額について。

広告費で作成したということだが、その辺のやりくりについて説明を求めます。

子育て支援ハンドブックの作成に当たり、民間のサイネックスという会社で、にかほ市の暮らしの便利帳を作成しているが、これも広告収入を印刷代に充てたということで、同様に子育てハンドブックについてもこの会社に依頼し、広告収入をもとに印刷するという方法に変えたための75万円の予算が不要になったということによるものです。

健康推進課です。

緊急風疹検査は、対象年齢の方々は最後まで無料で完了するイメージだったが、どういうシステ

ムなのか。

予防接種自体は定期接種なので無料となるが、抗体検査は自費で受けるところを、接種率を上げるため、最初に行う抗体検査は国と市で半分ずつ費用を負担して無料で実施している。接種後の抗体がついたかどうかの確認をしたい方は、再度自費で受けていただいている。

地域包括支援センター。

認知症カフェについて。

仁賀保地区では、ハルモニアが補助金をもらってスマイルで実施し、象潟地区では、補助なしで独自でやっている。補助なしでどんな形で実施しているのか。

仁賀保地区は、ハルモニアが中心となり、グループホームの職員などがボランティアとして交流しながら、市の補助金を活用して実施している。象潟地区については、1ヵ所の介護施設で、認知症にこだわらず広く市民に呼びかけて、独自の有志ボランティアを中心に行っているサロンのようなカフェ。開催も月1回にこだわらず、休日や空いている時間を自由に活用しながら縛りなく行いたいということで、研修会も負担ということで行っていない。来た方が会話や触れ合うことを中心に行っている。ハルモニアでは、定期的な研修会も行っている。

生活環境課です。

環境プラザの財産収入についてです。

財産収入は、古紙の単価の変更による補正ということだが、単価契約の期間について伺いたい。

予算策定時は、前年までの実績で1キログラム20円と想定していた。年度契約は上半期と下半期に分かれていて、4月からの上半期は11.8円、10月からは6.2円となったための減額です。

それでは、次に議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての教育委員会と市民福祉部関係について審査を報告します。

初めに、委員会質疑が出されております。

3款1項1目18節負担金補助及び交付金、多目的福祉施設整備事業補助金861万円について。

1、補助金の詳細。

2、同施設を整備・運営する個人と市のかかわり、取り決め事項などはあるかにつきましては、補助金の詳細です。

目的なんですけども、施設を市民が利用する際の便宜を図るため、その備品調達に助成するということです。補助率につきましては、法人本来事業における施設整備において、国・県の補助を受ける場合は4分の3相当が通例であるため、これにならい、原則4分の3補助とする。前述の例外として、民生委員児童委員協議会及び老人クラブ連合会用に設置をお願いした物件につきましては、100%補助とします。品目内訳、事務室用机、椅子、ワゴン書庫、ノートパソコン、レーザープリンターなど11品目です。研修室洋室用フラップテーブル、スタッキングチェアなど5品目。研修室和室用、平安膳、座卓、床座椅子、座布団など11品目。乳幼児コーナー用、サークルベンチ、ジョイントシートなど7品目。面談室用、応接セット一式。このほかにもあります。団体と市のかかわり、取り決め事項につきましては、地域貢献としての法人の自主的な自前の取り組みであることから、関与あるいは制約や規制はできるものではないと考えるが、市の計画を取りやめた経緯から、市民の使い勝

手を担保するための合意形成とその取り交わしのあり方を協議するということです。

続きまして、獅子ヶ鼻湿原環境調査委託料251万9,000円について、委託料の詳細についての質疑が出ています。

委託料251万9,000円は、獅子ヶ鼻湿原の調査の一環として水門調査を行うものです。現在予定している調査は、前回、平成18年度から平成20年度にかけて実施した流量、流量網調査と同様の地点数を調査し、調査結果を前回の調査結果と比較分析することを考えております。流量測定については10カ所、代表的な流水地点の直下流部6カ所と岩又側道水路及び岩又川の4カ所で測定します。これを、この箇所では春夏秋冬の3回観測します。また、流量網調査においては、以前調査した流量網と変化がないか。また、枯れる流路と枯れない流路に時期的な変化がないかなどを調査する予定となっています。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費12節仁賀保学童保育クラブ移転工事設計委託料99万円について。

1、東日本大震災以降、公共施設の建物は、より安全な場所に建設する傾向がある。今回の仁賀保学童保育クラブの移転工事設計委託料99万円は、建設場所を津波浸水想定区域、浸水深7.5メートル、標高4.6メートルに設定しているとのこと。移転に当たって、これまでの検討経過について詳細な説明を求める。

2、学童保育の場所について、津波浸水想定区域以外の場所は検討したか。

3、津波浸水想定区域を建設場所とすることが適切か。保護者に意向調査することを考えないか。

4、移転と建設場所について事前に議会へ説明できなかったかという質疑が寄せられています。

初めに、1、移転に当たって、これまでの検討経過についてお答えします。

仁賀保学童保育クラブにつきましては、これまでの小学校から遠い約1.5キロメートルということもあり、途中、道路を横断したり、踏切を渡ることから、交通事故の心配や不審者の心配がされておりました。このようなことから、これまで保護者や学童から学校周辺での開設を希望する声が寄せられていたところでもあります。そこで学校敷地内及び周辺地域で設置場所を検討してきたところですが、津波の心配もあり、最初は浸水想定区域外の場所で適地がないか検討しました。しかしながら、平沢小学校周辺はそのほとんどが浸水区域となっており、それ以外の場所でこれまでの保護者の不安を解消する適地を見つけることができませんでした。例えば望海公園、スマイル周辺、にかほハイツ周辺などです。学校敷地内では、体育館の2階、プール横の畑、グラウンドの外、トイレ、外トイレ付近、職員駐車場用地、体育館渡り廊下付近の空き地の候補地が挙がりました。いろいろと協議したところ、平沢小学校では定期的に避難訓練を実施しており、学校自体が避難所になっていることから、体育館からの渡り廊下と接続して設置した場合、いち早く校舎に避難できることや、学校と協議を行ったところ、校舎と体育館を遮断する防火扉の鍵を学童保育に貸していただけるところから、平日の放課後や土曜日、長期休暇中でも素早く校舎に避難することができると判断したところでもあります。また、体育館からの渡り廊下と接続することで体育館のトイレを使用できることや、校舎と切り離し警備ができることなど総合的に判断し、選定したところでもあります。

次に、2の学童保育の場所について、津波浸水想定区域以外の場所は検討したかについてであります。

す。

先ほども申し上げましたが、学童保育の場所を検討する際に最初に津波浸水想定区域以外の場所で適地がないか検討いたしました。保護者の不安を解消する適地を見つけることはできませんでした。

3、津波浸水想定区域を建設場所とすることが適切か。保護者に意向を調査することを考えないかについてです。

これまで、にかほ市PTA連合会の要望や子ども・子育てアンケート調査、にかほ市代表メール、民生委員の会議などにおいて、学童保育を平沢小学校敷地内に移転してほしいという要望をもとに検討してきましたので、意向調査を行うことは考えておりません。

4、移転と建設場所について事前に議会へ説明できなかつたかについてです。

仁賀保学童保育の移転につきましては、昨年度の実施計画において、平成20年度に平沢小学校近辺への移転2,996万4,000円と載せて検討を進めてきたことや、先ほども申し上げましたが、保護者やいろいろな方々から要望をいただいていたこともあり、新年度予算に予算計上の上、議会の皆様には審査していただこうと考えたところですよという回答をいただいております。

以上、委員会の質疑に対する回答です。

それでは、審査報告をいたします。

教育委員会から始めさせていただきます。

教育総務課。

空調設備設置工事について。

パワー不足の対策はあるか。

院内小学校を除く6校は、ガス式エアコンで、室内機が3台から4台につき室外機は1台となっております。先行例の由利本荘市を参考に配慮して設計をしているということです。

教室の仕切りがないが、仕切り設置の工事予定はという質問でした。

仕切りは収納式の仕切り壁があります。

国では避難所となる小・中学校体育館にも設置する流れとなっているが、市は将来的に設置するのかという質問です。

今回は児童生徒学習環境の向上を目的としているため、長く滞在する普通教室を対象としている。平沢小校舎脇補強補修工事についてです。

工事内容について、鉄筋等の調査は行うのか。

コンクリート片の落下箇所の橋の側面の補修工事です。スタミック工法でポリマーセメントモルタルで補修することで、今までのセメントモルタルの補修よりも接着性、防水性、耐摩耗性、乾燥収縮性が優れている。工事費の中に調査費が含まれているので、工事の中で鉄筋に関しては調査をするということです。

スクールバス運行委託料の登下校外の算定方法と来年度の見通しについての質問です。

平成30年度の実績に、バス6台、それぞれ約10日分加えて計上しております。

学校教育課です。

賄い材料費の地産地消食育事業は総合戦略となっているが、その経緯は。

地産地消事業は、平成27年に県の補助事業として始まった。児童生徒に好評だったため、今は市の単独事業として続けている。金浦沖でとれるワカメ、アオサ、タラ、タコ、いちじくジャムやゼリー、土田牧場のジャージーヨーグルトなどがあり、年1回、由利牛を使用した牛丼、ハヤシライスなどが提供されています。

これに対して、ずわい蟹を提供できないか。

予算が限られているが、検討していきたいということでした。

専門職の配置について。

令和2年度より、週20時間、外国語、英語の授業が始まる。小学校6年生には必ずALTを3人配置している。5、6年生の担任と一緒にやっていきたいと考えている。外国語支援員は、平沢小、院内小に行ってもらっている。象潟小はスローンさんをお願いしている。必ず複数で指導している。教育研究所にも英語の元教員がいらっしゃるということです。

外国語支援員が1名、情報教育支援員が各地区に1名ずつ、教育研究所に、退職された校長先生が支援員として算数、数学が4人、うち1名は不登校対策も行ってます。理科1名、英語が1名おり、各校の要望に応じて配置している。この方たちは教員免許の関係で単独で授業できないと思われていたため、担任や教科担当教員とチーム・ティーチングを行っているということです。

仁賀保公民館です。

事務補助の報酬の予算が少ないが、勤務体制はどうなるのか。

今年度まで一部賃金で計上していた管理人賃金は、来年度から全てシルバー人材センターへの委託として計上している。事務補助については、令和元年度再任用職員で対応しており、勤務体制は週3日、半年分で計上している。

事務補助については、半年後に補正対応はあり得るか。

人事の状況で可能性はあるということです。

仁賀保勤労青少年ホームです。

報償費、古文書調査謝礼の内容について。

弘前大学名誉教授の長谷川成一氏に飛良泉の資料についても見ていただいております、今後の調査についても依頼したいと考えている。

仁賀保勤労青少年ホーム展示室等管理委託料の増額の経緯について説明してください。

展示室管理委託料は、旧町からの開館で、平成15年から現在の250万円で、合併してからも今年度まで同額となっていた。委託料の増額は長年の要望だった。仁賀保勤労青少年ホームの土地は記念会から無償で借り受けていることと、人件費や管理費が増加していることから、検討の結果、予算計上となりました。

フェライト子ども科学館です。

発明工夫未来の科学の夢絵画展について伺います。どれくらいの出展数なのか。県や国等の上位のステージがあるのか。出展された発明工夫展の作品で実用化されたものはあるかという質問です。

発明工夫展ですが、94の出品があり、入賞した上位12点を秋田県発明工夫展に出品しています。

そこでは5作品が入賞しています。その中の1点が全国展に推薦されましたが、書類選考で落選しています。夢絵画展ですが、510点の出品があり、入賞した上位20点を全国展に出品しています。全国展では、平沢小学校6年生の佐藤楓さんの作品が奨励賞ということで入賞を果たしています。発明工夫展等の作品の実用化は、把握していません。

文化財保護課です。

獅子ヶ鼻湿原環境調査委託料について。

獅子ヶ鼻湿原の調査の一環として水門調査を行うものです。前回の調査を比較分析することを考えている。

業務委託入札に応札するために資格は必要かということですが、専門的資格は必要と考えている。コンサル業務や環境調査を行っている業者であれば、保有しているものと思われる。

これについての目的は。

鳥海マリモの群落地と出壺の周辺の落ち葉の堆積が顕著となっていることから、堆積した落ち葉が鳥海マリモを形成しているコケに与える影響や流量の変化などを前回の調査結果と比較することで、周辺の環境がどうなっているかを把握するためのものです。調査結果をもとにして現在策定されている保存計画を変更する必要があるのかないかを、さらに検討するということです。

湧水年代測定の実施の目的は。

今年度実施した調査により、コケの専門家や水の専門家を交えての会議の中で、秋田大学の林信太郎先生より、湧水の調査が以前行った調査では足りないという指摘が挙げられました。現在の湧水がどれくらいの年月をかけて湧いたかがわかる測定法があるので、湧水量の変化を把握するためにも来年調査をしてはどうかという提案があったためです。

獅子ヶ鼻湿原の自然環境が、看板やパンフレットに掲載されている写真のような、本来の落ち葉の堆積の少ない状態に戻り、落ち葉堆積問題が解消される期待を議員全員がもっている。観光客から喜んでもらえる自然環境に戻すための調査ではないという解釈でよいのか。

研究調査の後も年1、2回程度、保存計画にかかわった先生方が現地を確認し、今後の方針や現状について協議を続けている。ここ数年で落ち葉の堆積が顕著になってきており、協議の中で、水環境が悪くなった可能性、コケが枯れているのではないかという話があったことから、10年前の保存計画を変更する必要性の判断をするための調査実施ということで、観光客に喜ばれるような対策をするということではないということです。

観光客が獅子ヶ鼻湿原を訪れてがっかりして帰ることが十数年続いている。国や県など、しかるべき機関に相談した上で、観光課と一緒に検討してもらいたいという意見が出ています。

今年度の調査では、文化庁調査官の立ち会いのもとで現地確認をしていただいた。来年度以降の調査に全て出席していただくことはできないと思うが、文化庁調査官と県文化財保護室の指導を仰ぎながら調査を実施し、会議の中でその点についても調整していきたいということです。

市民福祉部の審査です。

福祉課です。

多目的福祉施設整備事業補助金について。

事業内容がはっきりしていないと補助内容も判明しないものと考えているが、どう考えているか。

この多目的福祉施設の中で、以前の象潟老人福祉センター事務所内で行われていた民生委員児童委員協議会の事務局用務、老人クラブ連合会事務局用務をとることができることを法人に担保していただけるよう、補助率に差をつけた。地域内で行われる様々な福祉的健康増進関連の行事等の開催に必要な物件や、子ども連れの方々が気軽に利用できるよう乳幼児スペースを設けるなど、そういうスペースを設けるのに必要なものが選定されているということです。

使用に関する協定について。

法人との話し合いは始まっているか。今後の見通しについて、施設完成の6月末までには書面による協定を締結する必要があると考えるが、当局はどう考えているのか。

どのような形になるかは検討していますが、書面による取り交わしは必要だと考えているということです。

この件につきまして、賛成討論が出ています。

事業者と市の双方が補助金の内容を互いに精査し、金額ではなく、市民が必要とする備品整備への補助とするべきでないかという意見でした。

市民課です。

後期高齢者医療費の一体的実施事業の内容について。

後期高齢者への保健事業が国保加入者の方と比べて手薄だったということがあったため、市民課、健康推進課、福祉事務所、地域包括支援センターの傘下で協力して、介護予防につながることを目的とした事業をやるということです。

子育て長寿支援課。

仁賀保学童クラブ移転工事移設料、委託料について。

平沢小学校の空き教室の利用について、どのくらい検討したか。望海公園ではなぜだめだったのか。ほかの公共施設で適切なところはなかったのか。

学校と学童の管理の仕方が難しいと難色を示されていた。望海公園は高台にあるので、帰り保護者が迎えに来たとき、上まで上らなければならない。天気がいい日はいいのですが、雨や雪の日も考えられる。また、近くまで車が行くことが不可能なので断念した。迎えの方は、おじいちゃんおばあちゃんも結構多いそうです。ほかの公共施設は、平沢地域はほとんど津波浸水区域となっている。この中で安全な公共施設は見つけることができなかった。

市長も予算査定しているわけで、市長もいいと判断したのだと思う。そのときどのような考えで判断したか教えてほしい。委託を受けている認定こども園仁賀保との協議の状況について、場所についての要望があったのかについてです。

市長との協議では、津波浸水区域については、津波浸水についてはどうなのかと聞かれた。小学校に接続することで、子どもたちは毎年避難訓練をしているので、訓練と同じように直ちに避難できるということ。仮に外へ出た場合でも、避難階段があるので避難できると説明した。市長からは、津波のことについて議会に説明できるようにしておくように指示を受けた。認定こども園仁賀保との協議の状況は、学校敷地内への移転ということで話している。現在、認定こども園仁賀保の2階を

利用しているが、1階は乳幼児の保育室で、長期休暇中は朝から夕方まで学童が使いますので、乳幼児の昼寝時間と重なることもあり迷惑をかけていたようだ。認定こども園仁賀保からは、子どもの安全も含めて学校周辺への移転ということという要望をもらっていた。

担当としても十分な説明を行い、理解を得てきたという認識はあったか。

十分だったかという、十分ではなかったかもしれない。これまでいろいろな場面で保護者代表メール、PTA要望、民生委員の会議等で多くの要望をもらっていたので、学校と接続することで子どもたちが交通事故や不審者の心配のない学校の近くがベストなのではないかということで決定した。平成27年、象潟小と金浦小の学童が体育館の2階に移転している。文科省の方でも、この頃は不審者事件があり、できるだけ学校の敷地内に設置することが望ましいという考えであった。保護者からも要望があり、そのようにしたということです。

象潟と金浦は学校施設を現に利用しているのに、なぜ平沢ではできないのかと。何千万もかけて建てる必要があるか。場所については、学校裏と一応高いのでいいだろうが、そこら辺の検討はどうだったかということです。

仁賀保学童も最初体育館の2階ということで考えていた。ただ、平沢小学校の体育館の2階部分では必要な面積がとれなかったもので、それ以外の場所を検討したということです。

通所の安全性の問題、不審者の問題、迎いのスペースの問題等、津波は怖いけれど、それ以上のメリットがあるということをお納得できるような説明を今後やっていただきたい。委託事業者と密な連絡をとって、保護者説明会を開く等、そこら辺の考えはありますか。

そういった不安を払拭するためにいろいろなことを考えて決定したということをお、保護者にできるだけ丁寧に伝えていきたいと思う。

事務計画については、もっとやるという意思表示をやった方がいいと思う。今後事業をおこそうとしたときは、3、4年後まで載せてきちっと意思表示だけはした方がいいという意見も出ました。

健康推進課です。

保健センターの委託料について。

スマイルの風呂をやめる、やめないという話を聞く。長期間休業して改修したこともあったが、今は改修されて大丈夫なのか。

浴槽に関しては、平成28年の大規模改修、浴槽内を張り直した。建設から30年近く経過して老朽化による不具合等も出てきて、改修費が毎年生じている状況だ。ある程度、大幅な改修が必要になると予想される。スマイル全体の老朽化に対する考え方とも併せて浴室についても考えていく時期であると思う。

妊産婦医療費助成補助について。

予算的には約60人程度で、上限3万円ということで、このくらいの妊婦数、出生数を見込んでいるという解釈でよいのか。

入院などになると医療費も高くなると思うが、その場合は限度額認定証の手続きをして入院してもらうことを考えている。

この3万円という設定が実際に期間中に足りるか不足するかということは、その方の体調によるの

で、1人3万円が適当な妊娠期間の医療費としてどうか。

確実な根拠はないが、3万円という上限は設けた。必ずしも妊婦全員が3万円上限分使うということではないので、初年度分として上限3万円の200万円を計上した。

スポーツ振興課です。これ教育委員会の方でした。すみません。

屋内運動施設電柱移転補償1,000万円は、東北電力に支払うものなのか。

電柱の所有者はNTT。電柱の上に東北電力の電線も乗っている。双方への補償費となり、金額としてはNTTの方が大きい。

屋内運動施設建設工事について。

周囲は柵なのか、植栽なのか。歩道の境のデザインについて伺う。

外周については舗装して駐車場区画になるので、周りの危険な区域への柵の設置は考えている。道路側の植栽は考えていない。車がとめられない駐車区画には一部植栽か砂利敷き、記念館との境目には若干芝生のような植栽か庭石を置くなどの計画を進めている。

白瀬記念館とは行き来できるのか。

白瀬の駐車場から人の出入りができるように計画では進めている。

敷地の周りにはカーブや高低差で見えにくく、カーブ手前は直線となっていてスピードが出やすく、高低差もあるため子どもたちが通っていると見えづらい箇所がある。もう一度現場を確認して対策を講じた方がいいと思うという意見が出ています。

現場を確認して、必要に応じてカーブミラーの設置、建設課とも協議して、通路に表示をつけるとかスピード抑制の対策についてもともに進めたいと考えている。来年の建設段階でやれることをやっていく。

地域包括支援センターです。

成年後見人制度利用支援事業について。

申し立て費用として17万4,900円計上しているが、相談があった場合、手続等に係る費用は満額出していただけるのかという質問です。

満額ということではない。申し立て手続をする場合、様々な書類を整える必要があり、それにかかる費用6万6,900円と、後見人に月1万8,000円などの報酬を支払うのに基準がない場合があるので――すみません、準備がない場合があるので、6ヵ月を見込んでいます。それ以降については、6ヵ月の間に生活も含めて対応を考えていくことになる。

生活環境課です。

空き家解体事業補助金について。

市で現地確認した危険空き家として認定した空き家に対して、所得要件はあるが、市で解体費用の一部を助成するもので、単独事業で国・県からの補助金はないようです。単独事業で今年度は申請のあるたびに補正で計上していましたが、今年度は3件の申請がありました。これは予算書上では新規事業となります。生活保護世帯に100万円、非課税世帯に50万円、そのほかの世帯には30万円となっています。今年度3件だったので、来年度は増える見込みで5件としています。

環境プラザの定期点検整備工事費7,700万円と多額になっている。大型機器の交換費用とは別に、

今後どう推移する見込みか。

稼働開始から15年まで長期の見積もりを概算で計算している。令和5年に同額から8,000万円程度、稼働開始から10年目の令和7年1億円を超える見込み。今現在は12年目、15年目に高額になる見込みで、この費用がかからないような対策を講じていく予定です。令和3年は7,000万円未満。令和4年は6,000万円未満と見込んでいる。経費のかからない形でどのようなことができるのかということを経営者と相談しているということです。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。1番。

●1番（齋藤光春君） 二つほど教えていただきたいと思います。

平沢小学校の学童児童のこの移転の問題ですけれども、ほかの市町村ですと、例えば空き教室を使ったような、体育館だけではなくてそういうようなところやられてるとも全国にあるようですけども、そのような、この委員会では話し合いあったものかどうか一つ。

それからもう一つは、獅子ヶ鼻湿原の環境整備のことで、文化庁の調査官立ち会いのもっとお話ありましたが、その委員会の中で、その方の意見なりお話というのは、もしあったとしたらそういう話なされたのかどうか、教えていただけますか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長。

●教育民生小委員長（伊東温子君） 学童についてですけども、空き教室を利用するというのも考えたという当局の話はありました。で、それはなぜできなかったかという、やっぱり学校と一体となったところで、管理が困難ということでした。

それから、調査官からの様々なお話は聞いておりません。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る3月6日、当小委員会に付託されました事件につき、審査終了しておりますので報告いたします。

当小委員会に付託されました、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算については、修正案が提出され、修正案が全員の賛成で可決しております。修正部分を除いた原案は、全員の賛成で可決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について。

農林水産関係では、農業ICT技術活用試験事業について、当初予算は3名を見込んでおったが、研修を終えた方はおらない。農業でドローンを使用している例はまだないが、ドローン導入に補助を活用することで、技術者への希望促進を図りたいということでした。

商工政策課関係では、移住支援金については、県が地方創生推進交付金を活用して行っている事業で、県と25市町村が連携している事業となります。当該事業に各市町村がぶら下がりの上、実施主体として補助金を受けて事業を行っているものです。東京都内23区内に5年以上居住している方などを対象にしており、にかほ市に移住しただけでは対象にならず、県で認定する企業による求人に基づいて就職された方など、就職要件もあり、企業の登録数も少なかったと考える。市内でこの制度に登録されている企業は5社で、延べ求人数は18名です。

次に、観光課関係では、補助金を出しているのに繰越金が発生するのはおかしいとの委員からの指摘に、監査委員の指摘事項で、職員が事務局を行っている補助団体の通帳に残高があるのは望ましくないとの指摘があり、海の幸まつり残高が損失補填分であったとしても、繰り越しせず、今年度で全額返還の上で、来年度は損失補填も合わせて補助金申請を行い対応しますという答弁でした。

次に、令和2年度にかほ市一般会計予算について。

観光課関係では、インフルエンサーSNS観光プロモーション事業の起用予定者は、フリーアナウンサーの相場詩織さんです。ツイッターのフォロワー数は8,529件、インスタグラムのフォロワー数は8,211件で、県内でもトップクラスです。年8回来市、にかほ市へ来てもらい、観光スポットで動画の撮影を予定している。

同じく観光課関係では、観光二次アクセス協議会補助金の増額について、市内宿泊者で、かつ鳥海ブルーライナーの利用者に今年は2,000円の助成を行っております。費用の内訳は、二次アクセス協議会から1,000円、ホテル・旅館業組合から1,000円となっております。好評につき、利用者が平成30年度の43人から今年は97人に増えております。来年度はさらに手厚く、二次アクセス協議会からの助成額を1,000円から3,000円へ増額する分となります。

次に、農林水産課関係について、公有財産購入費についてです。ジェイエイしんせいサービスは、およそ3年前から候補地を模索していた。上郷赤石のジェイエイしんせいサービスがなくなった場合の市内での経営継続を模索して何カ所の検討をしておったが、経営シミュレーションを行う以前の状況でも、新規に建設した場合には黒字経営は難しいと考えていたようだ。上郷地区の農業活動の継続するための施設をなくしてはいけないということが根本にあり、現在の建設位置が上郷地区、赤石地区のちょうど中間地点にあり、上郷地区住民の買い物などの際の利用、配送サービスや今後行われる象潟前川基盤整備などから著しく不便になるわけではないということである。ジェイエイ

しんせいサービスは株式会社ですので、一企業であると議論してきました。その結果、上郷地区の農業活動を継続するためには必要不可欠だということで、自治会長会からも概ね理解をいただいて、市でできることは何かということで、ジェイエイしんせいサービスを上郷自治会長会における地域連携協定を行ったものであります。最初の選定地が現在の建設計画位置の道路を挟んだ北側で、圃場整備計画地内、国定公園内だったため、制約のない現在の位置としたものです。土地購入に関しても、市から提案したわけではなく、ジェイエイ側から、市から応援いただけるのであれば土地取得、造成、賃借がベストの案ではないかと提案され、お互いに協議を行ってきたものですとの説明がありましたが、皆さんの手元にあります提案理由に記してあるとおりの理由で修正案を提出した次第であります。

その提案理由というのは皆さんのお手元にもありますが、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算に計上されている歳出予算の6款1項6目農村整備総務費の12節委託料のうち、土地登記委託料30万円及び土地造成工事設計委託料322万3,000円並びに16節公有財産購入費819万8,000円を減額するため、所要の修正をしようとするものです。当該予算は上郷ガソリンスタンドの移転に関する予算ですが、上郷地区の住民生活と密接な案件でありながら、市の実施計画にも記載されておらず、去る2月13日開催の説明会でも、また、2月20日本会議での当初予算説明にもありませんでした。付託された産業建設常任委員会での現場踏査で初めて説明があったものですが、予算特別産業建設小委員会の審査の中で納得できる説明も得られませんでした。小委員会審査の過程では、場所の選定について上郷地区自治会長会から要望書が出されていますが、果たしてその土地が上郷地区の住民の方々の納得のいく場所なのか、上郷地内に残すべく検討の余地はないのか、また、費用の面からもほかに合理的な場所がないのかなどの疑問も多く、上郷ガソリンスタンド閉鎖の予定時期まではまだ時間もあることから再度検討が必要であると判断し、修正案を提出いたしますというものであります。

その結果、先ほど申し上げましたように、修正案は委員全員の賛成で可決しております。修正案を除いた原案は、全員の賛成で可決しております。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。11番。

●11番（佐藤治一君） 今言われました農村整備総務費のうちの公有財産購入費及び委託料の件について質問なんですが、私ども、私、今この資料を初めて目を通したんですが、この資料の日付が令和元年1月20日となっています。令和元年1月20日という日はないわけでありまして、この要望書は市長に対して提出されております。いわゆる公文書として受け取り、公文書の日付のチェックがされず市長まで届き、それが産業建設委員会に提出されたということですか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長。

●産業建設小委員長（佐々木春男君） そういうことであります。そのとおりです。チェック体制が緩かったということであろうと思います。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに――。質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第1号に対する討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の小委員長の報告は承認です。議案第1号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第1号は小委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第20号に対する討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第20号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第20号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号ですが、修正案が提出されておりますので、注意してお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時17分 休 憩

午後1時21分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。6番齋藤進議員。

【「暫時休憩」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 暫時休憩。

午後1時22分 休 憩

午後1時22分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 6番（齋藤進君） それでは、修正案に反対の立場から討論いたします。

人口減少が進行する中、秋田県ではその対策としてコミュニティ生活圏を設定し、地域の維持・活性化策を検討し、事業化を計画しております。地区単位は主に旧小学校区を対象にし、地域住民が一体となって住み慣れた集落で暮らし続けるということが出来る取り組みであります。まさに上郷地区においても、以前は理想的なコミュニティ生活圏が構築できていました。診療所、交番、J A、小学校、旅館、浴場、郵便局、そしてJ A G S。今では、主な施設として旅館、浴場、郵便局、J A G Sなどがあります。そこで、新たなコミュニティ生活圏として、旧上郷小学校を核とした上郷地区の構築が動き始めております。そこにJ A G Sを欠くことはできません。これまで長きにわたり上郷地区になくはならないインフラ施設として、また、観光客の給油施設として営まれてきました。令和2年に入り、株式会社ジェイエイ秋田しんせいサービスと上郷地区自治会長会との間で4項目の協定が締結されました。大変意義深いことだと深く受けとめております。

そこで、今議案は、現J A G Sの老朽化や永年劣化による施設の継続に伴う対策であり、住民——上郷市民、民——J A、官——にかほ市、金——金融機関で地域活性と持続可能な地域の構築を、手を取り合い、取り組んでいかななくてはならない重要な事柄であります。ここで、この議案が廃案になり、J Aとのかかわりがなくなるようなことでは、新たなコミュニティ生活圏の構想が大きく揺らぐ結果となり、にかほ市全体に与える影響も大であると考えます。

以上により、熟慮することも含め、修正案に反対の立場から討論をいたします。以上です。

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。12番佐々木正勝議員。

●12番（佐々木正勝君） まず、修正案に賛成の立場で討論いたします。

議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算の歳出予算6款1項6目農村整備総務費12節土地登記委託料、土地造成工事設計委託料並びに16節公有財産購入費を減額する修正案に賛成します。

当該予算の詳細は、産業建設委員会の現場踏査で説明を受け、初めてJA給油所用地として市が土地購入する旨の計画を聞きました。上郷地区JA給油所の存続要望を受け、市でも応援できることは行う旨の方針を出し、2020年度予算に計上した流れとなるが、市の方針決定、予算提示までの間に、上郷地域給油所の存続について議会への説明機会を設けるべきだったと思います。方針決定までの経緯等、議会への事前説明として行うことで、効果的な展開が図れたと思われるが、その機会を逸したことを残念に思います。また、JA上郷給油所地下タンクが危険物規制の対象年数になることと、JAの公認会計士の判断で2期連続の減収施設は減損すべきとの指導があり、上郷給油所が廃止となる理由のようですが、中山間地域の給油所撤退は、地域住民の暮らしに支障を来す大きな問題ととらえ、上郷地区以外の小規模給油所のある地域も含め、市が掲げている基本目標の持続可能な地域づくりの一環で中山間地域の生活支援体制整備事業として課題化し、横断的組織による連携した取り組みが必要な問題だと思います。

上郷集落内では、「現状地を希望していることは変わらない」の強い思いがあることを受けとめ、自治体がリーダーシップをとり、上郷地内に残すべき方策として、他県の給油所、過疎地域対策の先進事例を参考に議論、検討の余地があること、JA指定地以外の市有地活用の検討も行われていないことを指摘し、関連予算を減額する修正案に賛成とします。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。7番森鉄也委員。

●7番（森鉄也君） 議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算の修正案に反対の立場から討論を行います。

JAガソリンスタンドの移転建設に係る市の支援のための予算案に対し、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会から修正案が提出され、私も当委員会委員として当該修正案に賛成した立場ではありますが、様々な角度から熟慮を重ねた結果、修正案に反対するとして付帯意見をつけて提出する考えでございます。

修正案の提案理由にありますとおり、上郷地域の支援として総額1,172万1,000円にも上る予算の計上に際し、議会への事前説明はもとより、本会議での提案説明もなされなかったことは、大きな疑問を感じるものであります。しかしながら、市当局は、上郷地域住民からガソリンスタンドが撤退するとの情報と存続の要望を受け、上郷地域の衰退への懸念とともに、農業活動の継続に不可欠なもので、これまでのJA-S Sによる高齢者等の声かけ見守り活動など地域への貢献は大きいものがあり、簡単になくしてはならないものとして持続的な連携が必要とのことから、即座に市長み

ずから J A との協議に臨んだことに対しましては、深く敬意を表するものであります。協議の結果、J A 本部側からは採算が見込めない場合は市内からの撤退も示されたため、初期投資分について市の支援を受けられるならば、その後で賃借料を市に納める形では黒字も見込めるということで合意したと理解しております。これを受け、上郷自治会長会は、J A - S S の地域での役割は大きく、市内からの撤退に対する危機感もあって、令和2年1月15日に株式会社ジェイエイ秋田しんせいサービス間での上郷地域における包括連携協定書を締結、同年1月20日に、上郷自治会長会より、用地の選定結果は厳しい結果ながら、株式会社ジェイエイ秋田しんせいサービスとの包括連携協定による継続可能な地域を目指すため、ジェイエイ秋田しんせいサービスへの支援を求める要望書を提出されております。これらは重く受けとめ、尊重すべきものと考えております。一方、予定されている移転先は、あくまで J A 側での移転候補地の中のものであり、自治会長会としても必ずしも上郷地域住民が満足できるものではないとしておりますが、市が上郷地域の支援とする理由としては弱いものがあるとも考えられます。産業建設小委員会の審査の中でも、上郷地域の応援ということであれば、候補地上郷地域の市有地なども模索し、初期投資を抑えたもので再度検討してはどうかとの意見も多く出されました。これに対して、当局でも予算計上に対する説明の不備の謝罪と、上郷地域での場所の模索も含め、ほかに合理的な場所はないのか、再度 J A - S S 並びに本部と協議を行うとともに、結果については、再度このような機会でご報告し、了解を得た上で進めたいとの答弁でありました。

私は、この答弁は大変重いものと受けとめ、地域からの要望も尊重し、修正案に反対し、まずは完全予算を凍結の上、再度の検討を要請するため、付帯意見書を提出いたします。以上です。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。16番。

●16番（佐藤文昭君） それでは、議案第27号について、修正案に対する賛成討論を行います。

今定例会に予算計上された令和2年度にかほ市一般会計歳出予算の6款1項6目農村整備総務費の12節委託料のうち、土地登記委託料30万円、土地造成工事設計委託料322万3,000円並びに16節公有財産購入費819万8,000円は、上郷地域の取り組みを応援する予算として、J A によるガソリンスタンド建設に要するものであります。昨年4月より J A と協議に入り、6月頃にはガソリンスタンド建設の土地取得等が地域のライフラインとして地域には必要不可欠な施設として、市でも土地取得等が応援対象となると判断、今年に入り上郷総代会に説明、概ね了解となり、市に対しての要望、J A との連携協定を締結となった。

以上申し上げましたが、J A との協議に入りながら、当初予算に計上された予算については、本会議等での説明は一切なく、常任委員会の現場踏査で初めて説明がありました。なぜ議会に対して、当初予算計上までに説明がなかったのか。なぜできなかったのか。非常に理解に苦しみます。委員会審査にも納得できる説明には至っておりません。徹底した情報公開により開かれた市政を目指すとして、これまでの行政情報やこれからの行政情報をきちんと市民に伝えるための仕組みをつくりたいと述べています。

以上の点から、建設される土地、費用の面からも、ほかに合理的な場所がないか等疑問も多くあり、再度検討が必要であると判断し、予算の減額、修正案に対しての賛成討論とします。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算について各小委員長の報告は、総務小委員長及び教育民生小委員長の報告は可決です。産業建設小委員長の報告は修正です。

最初に、修正案について採決をいたします。産業建設小委員会から提出された修正案に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第27号は修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についての採決をいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第27号の修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時41分 休 憩

午後1時45分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号につきましては、配付のとおり付帯意見案が提出されておりますので、これを議題とします。

初めに、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての付帯意見（案）について、提出者の説明を求めます。16番佐藤文昭委員の説明を求めます。16番。

●16番（佐藤文昭君） 議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算への付帯意見について。

別紙、付帯意見を提出します。

令和2年3月18日。

にかほ市議会、一般会計予算特別委員会委員長。

提出者、にかほ市議会議員、佐藤文昭。

議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算への付帯意見（案）。

東日本大震災以降、公共施設の建物は、より安全な場所に建設する傾向にある。当初予算に計上されている「3款2項1目 児童福祉総務費12節委託料 仁賀保学童保育クラブ移転工事設計委託料99万円」については、現在の仁賀保幼稚園から平沢小学校体育館の中庭付近に移転建設すると説明されている。平沢小学校一帯は津波浸水想定区域（浸水深7.5メートル、標高4.6メートル）に設定されている。

本会議の議案質疑や委員会質疑では「津波浸水想定区域でない、より安全な場所を選択するべきでないか」との疑問が提示された。これまでの様々な調査の上で予算提案に至ったことも理解するが、回答は「保護者の不安を解消する適地を見つけることはできない」とのことであった。

東日本大震災の宮城県石巻市大川小学校をめぐる津波避難訴訟の判決では、学校側に高いレベルの防災体制を求めたものとなった。学童保育クラブを移転建設する設計委託料であり、以前の調査にこだわることなく、移転先の候補地が津波浸水想定区域であることを改めて示し、再度、保護者への意向調査を実施することが必要でないか、東日本大震災の教訓を十二分に生かすべきでないかと考え、以下、意見を付す。

1. 仁賀保学童クラブの移転先が津波浸水想定区域であることを示し、再度、保護者への意向調査を実施すること。
2. 移転先の最終決定、判断は上記1.の意向調査後とすること。
3. 公共施設の個別施設計画を策定中であり、既存の公共施設（学校を含む）を活用できないか検討すること。

令和2年3月18日。

一般会計予算特別委員会。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） これから議案第27号への付帯意見（案）についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで議案第27号への付帯意見（案）についての質疑を終わります。

これから16番佐藤文昭委員提出の議案第27号への付帯意見（案）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算への付帯意見に対

し、反対の立場から討論をさせていただきます。教育民生小委員長からも報告がありましたが、改めまして討論をいたします。

言うまでもなく、災害や事故などから子どもたちの安全を確保する環境を整備することについては、万全を期していく必要があります、全てに優先されるべきものであらうと考えます。その上で、まずは、このたび現在の仁賀保保育園から平沢小学校体育館の中庭に移転される仁賀保学童保育クラブの建設場所について、その安全性について考えてみたいと思います。

にかほ市において想定される最大津波の高さは——最大津波高は、地域防災計画によれば10.14メートル、津波到着時間は50センチメートルのもので16分、最大の津波到達まで29分となっております。高台にある平沢小学校舎は、3階で標高18.4メートルが確保でき、指定避難所にもなっていますが、海岸線に近接した周囲一帯、平沢地区のほぼ全域が学童保育の建設場所となる体育館中庭の標高4.6メートル、浸水深7.4メートルと同じレベルの状況にあります。このような立地環境からすれば、海岸線から離れた津波の影響のない、より安全な場所を選ぶべきではないかとする意見についても、心情的にはよく理解できるところであります。しかしながら、18.4メートルが確保されている平沢小学校においては、発生する確率が限りなくゼロに近いとされる秋田、山形、青森の3海域における連動した地震による津波が万が一発生したとしても、間違いなく児童の安全は確保されるものとなっております。また、浸水することになるグラウンドや体育館、あるいは計画されている学童保育クラブの建設場所からも容易に校舎に退避できるものであり、同じく安全が確保されていると見ることができるものであります。一方、保護者からは、今度の移転場所について学校の近くにとの声が挙がっていたという経緯もあります。学校周辺にはほかに浸水を免れる適地は見当たらないことから、これら諸条件のもとにおいて児童の安全確保という観点からの選択は、十分な理解が得られるものと判断します。

よって、付帯意見は当たらないとするものであります。以上、反対討論といたします。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで16番佐藤文昭委員の提出の議案第27号への付帯意見（案）についての討論を終わります。

これから16番佐藤文昭委員の提出の議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての付帯意見（案）について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。賛成の方の起立を。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立少数です。したがって、16番佐藤文昭委員の提出の議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての付帯意見（案）については否決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午後1時56分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後2時11分 再開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）及び日程第2、議案第3号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから日程第34、議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案34件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、令和2年3月6日付託の下記事件につき、審査を終了しておりますので御報告申し上げます。

議案第3号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、賛成多数で可決しております。

次に、議案第4号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第5号にかほ市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容について若干御報告申し上げます。

議案第3号につきまして、16番佐藤文昭議員より委員会質疑が出ておりましたので、そちらの方を先に答弁させていただきます。

議案第3号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

スポーツによる観光振興と交流人口拡大等を強化するため、教育委員会から市長部局に課を移転することについて、既存の観光商工部は、観光振興、商工業支援、移住・定住など業務が多岐にわたっており、今回、スポーツ振興課、B&G海洋センターが移管されると、組織が膨大化して機能しないことを懸念する。むしろ観光スポーツ部として独立させて、スポーツによる観光振興と交流人口を図るべきと考えるが、という質疑が出ておりました。

答弁でございます。初めに、現在の商工観光部について申し上げますと、商工政策課と観光課については、それぞれが所管する業務が非常に密接な関係にあり、中でも議員が質問の中で挙げられている観光振興、商工業支援、移住・定住といった業務は、いずれも市が重点項目と位置づけているもので、それぞれが深くつながっている業務であります。現に、現市長が就任後、平成30年度の機構改革では、それまで金浦庁舎とにかほつとに分かれて設置されていた商工政策課と観光課をいずれも象潟庁舎に移し、みずからの意向や指示が直に伝わる体制を構築しながら、両課の業務を一体的に推進してきたところであります。現在のところ、これらの体制については変更の必要性はもつ

ていないととらえており、むしろ今後ますます連携の強化を図ってまいりたいと考えているところ
です。したがって、議員が提案されている観光スポーツ部の設置につきましては、その趣旨は十分
理解いたしますが、現在の商工政策課と観光課を分離することを意味しておりますので、今のとこ
ろこれを採用する考えはございません。次に、スポーツ振興課とB&G海洋センターの所管替えに
よって商工観光部の組織が膨大化して機能しなくなることが懸念されるとの御質問ですが、再編後
の部としての規模や業務の範囲、業務の量といった意味では、市役所全体の中で商工観光部が唐突
して膨大化するものではないととらえております。むしろ現状の教育委員会が組織としては大規模
であり、その若干のスリム化につながるものであります。商工観光部としては、確かに所管業務が
増加することによる様々な影響も考えられますが、さきの本会議で市長が会派代表質問者に対して
詳しくお答えしましたとおり、スポーツというものを本市の大きな強みととらえており、観光はも
とより、シティプロモーションの充実による交流人口の拡大、ひいては移住・定住の促進など、地
域の活性化に資するものと期待しておりますので御理解いただきたいと思っております。以上が委
員会質疑に対する答弁でございました。

それでは、ほかに3号議案についての委員会での審査状況でございます。

この答弁の回答を得て、そもそもスポーツそのものは健康推進が目的であって、観光と結びつけ
るのは難しいのではないかと話もありますが、どちらかというと総務の方がいいのではないかと
いう話もあります。今の答弁も市長の話もありましたが、この組織再編がやはりおかしいのでは
ないかという話もあり、今の説明では私は納得できませんというような御意見もありました。

また、こちらについては、組織の改編については市長の専決事項であり、市長及び執行部が業務
のしやすいように再編するのであり、それ以上のことは言えないのではないかとというような意見も
ございました。

ほかに4号議案並びに5号議案の方については、特に質疑はございませんでした。

なお、総務常任委員会では、第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、所管の事
務調査を行っております。企画調整部総合政策課において、中・長期の財政計画と基金の推移、今
後の財源の考え方ということの部分について、それぞれ聞き取り、説明を受けておりますので、若
干御報告したいと思います。

最初に、予算編成の内容についてです。

まず毎年の流れですが、まず国から地方財政計画が示されます。その後、県から予算編成方針が
示されます。これらを参考に、市の財政状況や財政推移を加味し、予算編成方針を作成し、職員に
通知します。予算編成方針では、予算編成の基本的な考え方、予算編成の方法、歳入歳出の各節の
方針を示しており、この方針に沿って予算見積もりをするよう指示しています。総合発展計画、総
合戦略、市長公約などを基本とし、これらに関係する施策を積極的に推進しております。各課から
予算要求が上がってきましたら、予算要求に基づき歳入歳出それぞれの事業について詳細に事情聴
取し、査定に臨みます。査定期間は、例年12月中旬から1月中旬までのおよそ1ヵ月間です。査定が
終わりましたら、主に歳出ベースの政策的な部分を抜粋し、市長査定を行います。市長査定が終
了後、予算が確定するという流れでございます。数字が固まった段階で、それぞれの事業について、

国・県からの補助金あるいは起債、基金などの財源充当をしていきます。それが終了して初めて予算確定となります。予算確定後、起債の借り入れ予定、あるいは償還予定を踏まえ、起債推計を立てます。同様に基金の推計を立てます。その後、当初予算ベースの全体的な財政推計を立てます。この推計に当たっては、歳入歳出それぞれの項目の条件を考慮し、20年先までの財政推計を立てますが、我々の目途としては、この推計が合っていくのはほぼ5年くらい先というふうにとらえております。財政推計に関しては、ほぼ確定的に見ることができるのは10年先、さらに確定的に見るのはやっぱり5年先にとらえております。総合戦略の視点で財政的な部分を見なければならぬとらえておりますが、総合戦略部分から見た財政計画は、財政推計、予算などの検証は特に行っていないということでございます。また、実施計画の各事業につきましても、予算査定段階で一緒にヒアリングを行い、この段階で担当部から要求ベースの事業費ですが、これも一度集約し、予算の確定後、事業費も変わりますので、予算ベースの事業費を担当課にフィードバックし、見直しをかけさせます。そうすることで、次年度以降の事業費も変わってきます。これらを取りまとめ、実施計画を完成させておりますので、実施計画の配付は概ね3月定例会中となるのが現実でございます。

質問の中で、総合戦略との整合性はないということですかという質疑もありましたが、そうですという答弁でございます。

以上、ごく簡単ですが、所管事務調査、総合政策課において財政等についての聞き取りをやった結果を御報告申し上げて、報告を終了します。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 委員会審査報告書。

令和2年3月6日付の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

令和2年3月16日。

教育民生常任委員長伊東温子。

にかほ市議会議長佐藤元様。

議案第6号にかほ市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決とされました。

議案第8号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決となりました。

議案第9号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決とされました。

議案第21号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、全員の賛成で可決とされました。

議案第22号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、全員の賛成で可決とされました。

議案第28号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、これも全員の賛成で可決とされました。

議案第29号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、全員の賛成で可決となっております。

議案第30号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、これも全員の賛成で可決とされました。

陳情第2号公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情、これは全員の賛成で継続審査となりました。

審査が終わりましたので、若干報告します。

議案第6号についてです。

国保連合会の算定誤りについて。

責任の所在は、ということで、国保連合会でシステムへ入力する際に誤った計数を入力したことが原因となっております。市町村では入力した数値を確認することができないため、責任の所在は国保連合会にあると考えるということでした。

学校教育課です。

議案第8号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についてであります、配送になりますので、これは冷めたりしませんかということです。

お試し給食を行ったが、温度は——これは2月3週に5日間行われました。温度は下がっていませんでした。食缶の工夫で対処していきたいということでした。

それから、職員体制についてです。

調理員は、正職員で各学校に1名ずつ、臨時職員は食数に合わせて配置しております。平沢小学校には栄養士2名がいるので、仁賀保中学校には栄養士がいないため、献立は平沢小学校で立てて、仁賀保中学校に来るということです。

それでは、アレルギーの子どもは何人いるのか。アレルギー対応の臨時職員は専属かということです。

アレルギーの子どもは、仁賀保地区15人、金浦7人、象潟15人程度で、減少気味にあります。象潟共同調理場のアレルギーの方の対応の臨時職員は、象潟共同調理場の専属の人です。ほかは調理員が対応していますということです。

エピペンっていうのがあるんですけど、この使用は何人か。

4人ということでした。

子育て長寿支援課。

これは議案第9号についてです。

期間が伸びた理由について。

これまでは厚生労働省の基準によって平成32年3月31日までと定めていたが、今回の改正で従うべ

き基準が参酌する基準となり、市町村が条例で定めることができるようになった。補助金交付要綱に、令和5年3月3日まで、県の研修未受講者でも放課後児童支援員とみなし、これまで同様補助すると改正されたので、補助要綱に合わせて3年間の期間を延長するものだという事です。

議案第21号。

市民課です。

今後の税率改正、これは国保です。国保の方です。担当課は市民課。

21号です。令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてです。

今後の税率改正の予定について。

税率改正は、事業納付金に要する費用が不足する場合に必要なので、今後、県から提示される事業費納付金の額や翌年度に繰り越される繰越金が確定した後に、必要に応じて県から示される標準保険税率を参考にして検討していきたいということでした。

議案第29号です。

29号、診療所。

●議長（佐藤元君） 違うでしょう。

●教育民生常任委員長（伊東温子君） ん、28。今、二十……

●議長（佐藤元君） 今、施設やったんでしょう、元年度の。じゃあ、今28号になるんじゃないの。

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 違いますよ。補正予算やったんですよ。21号やった。それで今、29号ですから、令和2年度にかほ市国民健康保険、これ診療所のことをやるんですよ、今。29号です。診療所のことです。当初予算でしょう。

【「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後2時34分 休 憩

午後2時35分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 議案第22号及び議案第28号については、特別ありません。

議案第29号。

診療収入が前年度より増加した要因について。

高度な医療を必要とする在宅医療の患者の増加が主な要因と考えているということです。

議案第30号については、特別、審査、報告することはありません。

陳情第2号公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情ですけれども、これは法の趣旨と現場が非常に乖離してるというように思えるという意見が多かったです。それからもう一つは、本陳情の願意、意見書提出も議会から県知事、県教育長宛てになっている。

秋田県では制定の動きもない。先回りして陳情採択して意見書を提出することもないと思う。県教育長も交代する。新しい教育長の考えを聞いてから判断したいという意見も出ました。この対策だけでは足りない。そして各自治体の判断に委ねる条例制定ということで、もっと実態を踏まえた教員の働き方改革にしてほしいと思っている。陳情の趣旨には賛成だが、様子見としたい。働き方改革は必要ではあると思うという意見が出まして、皆さんの賛成で継続審査となっております。以上です。

●議長（佐藤元君）　これから教育民生常任委員長の報告に……

●教育民生常任委員長（伊東温子君）　常任委員会では、総合戦略について所管事務調査を行っています。それにつきましては、コミュニティスクールというものをどういうふうに発展させるかということです。故郷を愛することを育てるために、もっと授業や活動の中に入ってきて、地域と一緒に教育できればと思っているということです。

仁賀保高校との連携によるプログラミング教育推進については、どう取り組んでいくかという質問に、小学校では総合的な学習の中で年間5回ぐらいを考えている。教員が教えるのは難しい面があり、仁賀保高校生に1回から2回、授業に入ってもらいたい。休業中の融資対象の教室もある。重なる部分については今後検討していく。教職員の夏季研修で仁賀保高校を会場にプログラミング教室を行い、教え子から聞く体験をしてみたいと思っている。こうした仁賀保高校との連携をクローズアップさせたのは、推進とともに仁賀保高校の存続に関連しているということです。

図書館機能付き文化交流施設の整備事業について。

規模や場所の前に、何をメインにした機能なのかということです。

あくまで交流施設がメイン。市長からは、規模や場所よりも施設の多機能化を重視してほしいと言われていると。市民アンケートでは、カフェや子育てスペースが欲しいとの意見が寄せられた。庁内検討会議で検討しているコンセプトを踏まえて、にぎわいを創出する機能を検討していきたいということです。

そして、庁内検討会議で検討してるコンセプトは、いつ公表する予定かについては、コンセプトを盛り込んだ基本構想を6月までに公表できたらと考えている。

それから、委員の意見としては、来年度中に何か所か視察した上でコンセプトをつくり上げてほしいという意見が出ています。

基本目標の「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中で、特別に現状等以外に、にかほ子ども伴奏プロジェクトを掲げている。教育委員会等も含めて担当者がトータルで、プロジェクトの概要や役割分担等について、会議、協議しているのか。

これまで行ってきた事業、新規、拡充事業も含め、子どもの成長に合わせてにかほ市伴奏プロジェクトとして新たにプロジェクトを組んで、総合的に切れ目のない支援を行っていきたいという意味表示の一つ。各課が一堂に会して支援内容を検討したものではない。子育て支援のみならず、横断的な連携を図っていかなければならない事業が非常に増えてきている。例えば子育てについては、医療から住まい、働くこと、親御さんの支援までを含めた幅広い支援を一体的に、それぞれの事業において必要な連携、会議をもちながら事業に取り組んでいく。現在も連携、協議、庁内会議を開

催している状況にもありますということです。以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る3月6日及び3月16日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

当委員会に付託されました、議案第7号にかほ市特別導入事業基金条例を廃止する条例制定について、議案第10号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例及びにかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号にかほの景観を守り育む条例制定について、議案第13号ガス事業譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第14号市道路線の廃止について、議案第15号市道路線の廃止について、議案第16号市有財産の無償譲渡について、議案第17号令和元年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少について、議案第18号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第19号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第23号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第24号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第25号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）について、議案第26号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第31号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第32号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第33号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計予算について、議案第34号令和2年度にかほ市水道事業会計予算について、議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ全員の賛成で可決と決しております。それから、陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情については、継続審査とすることになりました。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第7号にかほ市特別導入事業基金条例を廃止する条例制定については、この特別導入事業は、無利子で貸付、5年後に一括償還するものですが、夢プラン事業や元気な中山間事業であれば補助金が入り、より有利となります。近年、若い畜産農家が増頭規模拡大しながら経営をしていますが、補助金を活用しながら進めているということでありました。

議案第10号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定については、残る黒川農業構造改善センターの譲渡の時期は既に到来しているが、譲渡できないのは、話し合いを進めていたが、譲渡に対して明確な回答がないため、現在休止している状態であるということでありました。

議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例及びにかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する

条例制定については、道路法施行令の一部改正は、令和元年9月27日に消費税率の改正と合わせて改正されたもので、消費税の引き上げによる施行が令和元年10月1日から、占用料の改定に係る部分が令和2年4月1日からの施行となっております。

なお、市内には道路占用している広告等はないということであります。

議案第12号にかほの景観を守り育む条例制定については、景観に配慮という部分については、鳥海山の稜線を越えるかどうかを考えたとき、どの地点で見るのがいいかという議論もあったため、事業者から配慮してもらおうという文言にしております。景観に配慮しているかを審議会に諮り、内容を検討していきます。届け出の都度、審議会で判断するのではなく、申請の内容によって必要があれば諮るということになります。景観計画の海辺とまち景観ゾーン内で、市内大型風車の建てられる可能性のある場所は、飛地区、芹田地区周辺が考えられますが、景観形成基準に高さに配慮することとありますが、高さだけではなく、他の基準も含めて適合しない場合には指導することが可能であるということでもあります。

なお、この条例制定についての賛成討論があります。

賛成討論の内容ですが、今回のにかほの景観を守り育む条例制定については、これから広域的な景観形成をつくるために大変重要なものと思います。今後は、隣接する市町村と連携を深めて、それまでに培ってきた広域的な観光スポットを軸として景観全体が著しく損なわれないようにしていただきたいとの申し入れをして賛成討論としますというものであります。

次に、議案第13号ガス事業譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、県内で企業管理者を置いているのは、秋田市上下水道局、由利本荘市ガス水道局です。男鹿市企業局は、市長が管理者となっております。他の市町村では、企業管理者を置かず、市長が管理者となっており、にかほ市の水道事業の規模を考えた場合、本市においても企業管理者を置かず、市長を管理者とすることにしました。これまで条例上、公営企業管理者という職は存在していましたが、任命された者はありません。水道事業は1課3班体制を予定しており、業務班は、これまでのガス水道局管理課総務経理班の業務を、水道班は、これまでの事業課水道班の業務、下水道班は、これまでの建設課都市整備班の中の公共下水道担当、農業集落排水事業担当が行っていた業務を引き継ぐ予定です。業務班と水道班の職員は、企業会計の職員で、下水道班の職員は、一般会計の職員という扱いになる予定ということでもあります。

次に、議案第14号市道路線の廃止について、議案第15号市道路線の廃止について、議案第16号市有財産の無償譲渡については、それぞれ説明後の質疑はありませんでした。

議案第17号令和元年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少については、資本金については、現在、約5億円となっておりますが、累積欠損金が約10億円となっているので、ガス事業譲渡による会計の閉鎖に伴い、減資して処分するものですということでもあります。

議案第18号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第19号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、それぞれ説明後の質疑はありませんでした。

議案第23号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入の減については、金浦地区の収入減が大きく、主な理由として企業の撤退が考えられますということ

でした。

議案第24号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、説明後の質疑はありませんでした。

議案第25号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）では、補償金額は確定していますというお答えでした。

議案第26号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、ここでの補償費とは、公共下水道工事の際、支障物件となる水道管を移設するための費用に充てるものというお答えでした。

議案第31号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、公営企業への移行の件は、総務省からは令和6年度までに移行していることを要請されております。あくまで要請であり、必ずというわけではありませんが、現在利用している社会資本整備総合交付金要件が公営企業への移行が必須となっているため、移行しなければ使えなくなります。社会資本整備総合交付金事業の50%が対象事業で、残りの部分を起債で対応しています。農業集落排水を公共下水道に接続する、あるいは農業集落排水を他の農業集落排水と接続するというのは、中・長期で計画しておりますが、現状、若干遅れているということでもあります。

議案第32号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、上郷北部処理場ブローアの故障の原因は経年劣化で、使用中の故障で、点検業者が確認して簡易的な修繕を行いました、直らなかったため交換するものです。

議案第33号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計予算については、一般会計へ繰り出される金額は、一般会計からの借入金返済も含めて約7億6,000万円程度になると見込まれます。未払い金については、支払い後に残った分は一般会計への繰出金に合算されます。最終的な流動資産と処分は3,000万円程度になると見込んでおり、譲渡先に一括して売り渡す形になるので、他の流動資産と一緒に歳入になりますということでもあります。

議案第34号令和2年度にかほ市水道事業会計予算については、令和2年度で基本計画を策定し、向こう10年間はその計画に基づき事業を継続していきます。この計画にはかなり具体的な業務料の内訳まで入っていくものですので、全体的な資金需要などの計画も盛り込んでいきます。赤字にならない程度に事業を進めていくとか、内部留保資金の取り崩しも含めて、計画を立てて進めていく予定です。もう一つ、スフィンクスフィルタの処理量は、1基1,000トンの処理能力がありますので、2基の設置で間に合う予定でありますということでもあります。

議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定については、4号認定については全業種が対象になる。4号認定は、自然災害などのあった地域を指定して、その地域の中の中小企業者の救済を図るもので、今回のコロナウイルス感染症に関しては、47都道府県が地域指定されております。5号認定については、対象となる業者につき期間を設けて指定しているもので、3月6日に宿泊・飲食業など40業種が追加指定され、13日には316業種追加指定されるなど、対象業種が更新されている状況です。ほとんどの業種が指定されているとあってよい。

「マルに」特別資金につきましても、あっせんに際し、既存の「マルに」同様事業の目的や資金使

途といった市の審査があります。経営状況は市の審査事項ではなく、保証協会や金融機関により審査されます。この特別枠を利用する場合は、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証についての市の認定を事前に受けていただく必要がある。認定申請に当たっては、金融機関の窓口において丁寧な御説明をいただいております。記載する数値の整合性も確認いただいております。市としては、添付書類により記載内容を確認した後、要件に合致していればなるべく早く認定書を発行するよう努めています。市として中小企業振興資金の特別資金として融資あっせんを行う限度額は、1,000万円です。

陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情については、継続審査を要求する意見があり、全員の挙手で陳情第1号は継続審査とすることに決定いたしております。

それから、委員会では所管事務調査を行っています。いっぱいありますが、代表的なものだけ、代表にしてお知らせいたします。

第2期にかほ市まち・ひと・しごと総合戦略に関する調査です。

第1次総合戦略の実施時から技術系の研修とは別に、若者や女性の職場改善や定着に関するセミナーを新たに開設している。ワークモチベーションアップセミナーであったり、教育者担当者セミナーといったような内容で、企業からも関心を持っていただいて、こうした研修に若い人や女性社員に受講させてくれており、参加した方々や企業の担当者を実施したアンケートでも、大方は非常に合ったものと考えている。全国的にも女性の働き方改革が叫ばれているようになってきており、今後もこれまでの延長で内容を充実させたり、テーマを変えながら実施してまいりたいなどのお答えをいただいております。

まだまだあるんですが、代表的なものとして挙げさせていただきます。終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和2年3月6日に付託になりました、議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第1号は、賛成多数により承認と決しております。

議案第20号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第27号は、賛成多数により修正可決と決しております。修正案が本会議に提出されております。

なお、修正部分以外の部分については、原案どおり可決しております。また、修正案の内容については、お配りの資料を読んでくださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第1号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第3号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後3時10分 休 憩

午後3時11分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
異議ありますので、議案第6号は起立によって採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市特別導入事業基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第8号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例及びにかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第12号にかほの景観を守り育む条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号ガス事業譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和元年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。
これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。
これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について討論を省略したいと

思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議ありますので、本案は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩。

午後3時30分 休 憩

午後3時30分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

議案第27号には修正案が提出されておりますので、注意してください。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。5番齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） では、議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

なお、総務委員長の先ほどの報告と重複する部分があることを御了承ください。

2款1項9目企画費12節委託料、旧上郷小利活用事業委託料5,130万7,000円について、議論が交わされておりましたが、本事業は、にかほ市の魅力発信、関係人口の拡大、人材育成を目的としており、今後、にかほ市民はもとより、市外・県外の人々にも多く参加していただき、大いに推進してもらいたい事業であると思われまます。また、令和元年9月定例会において、1,702万2,000円の補正予算の認定時の現場踏査においても大まかな構想が示されており、今定例会において、今後3年間で総額1億4,950万円の事業計画が示されましたが、国からの補助金と過疎債を充当することにより、当市の実質負担額は2,242万5,000円となり、有益に事業を推進できるものと考えられるものであります。

議会や市民の中には、事業内容の不透明感や当面のインシヤルコストよりも今後のランニングコストに不安を感じる意見もありますが、本事業は利益性重視の事業とは異なり、関係人口の拡大や人材育成といった地方創生には欠かせない面があり、そうした事業は、人口減少問題と同様に一朝一夕では結果が明確に推されるものではなく、中・長期的な視点で事業を行う必要があること。また、市民の参加や下支えが非常に重要な事業であることから、当局には計画の丁寧な周知と説明を今後も求めるとともに、議会としてはその点を十分に理解しながら、現場視察、イベントへの参加等を通して今後の事業推移をしっかりと監視し、提言する必要があると考えるところであります。

なお、今定例会においても委託料の増加が見られますが、今後も、公民連携、PPP——パブリック・プライベート・パートナーシップや、PFI——プライベート・ファイナンス・イニシアティブといった手法が増加していくことが考えることから、当局においては、今後さらにそうした手法を行う上での最も重要な人材の育成、関係機関、大学や企業等との連携強化、情報の収集等を強く要請するものであります。今回の旧上郷小学校利活用事業においても、プレーヤー型とプロデューサー型の両面をもった委託であることから、トータルプロデューサーや関係者との連携を密にとり、事業内容、今後の計画等について十分な把握をし、議会や市民への報告を行いながら事業の推進に取り組んでもらいたいと考えます。また、同じく第2期総合戦略において、第1期の検証をもとに、にかほ子ども伴奏プロジェクトにおけるシティプロモーションや、若者100人会議、おたふく風邪等の予防接種の拡充など、人口減少問題に対し情報発信を強化しながら関係人口の拡大を図ることにより、移住・定住を促進しようとする10年、20年後を見据えたまちづくり構想の施策は、十分に評価できるものと考えられます。

以上をもって、議案第27号の賛成討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第27号令和2年度にかほ市一般会計予算についての委員長の報告は修正です。

まず、修正案について採決します。予算特別小委員長から提出された修正案に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第27号の修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和2年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35、継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から、委員会において審査中の陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情及び陳情第2号公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第1号及び陳情第2号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第36、議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び日程第37、議提第2号市長の専決処分事項の指定についての一部改正についての議提2件を一括議題とします。

初めに、議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び議提第2号市

長の専決処分事項の指定についての一部改正についての議提2件について、10番宮崎信一議員の説明を求めます。10番。

【10番（宮崎信一君）登壇】

●10番（宮崎信一君） 議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年3月18日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員渋谷正敏、同じく伊藤竹文、同じく佐々木正勝、同じく佐々木春男、同じく佐藤文昭、同じく佐々木敏春。

提案理由につきましては、ガス事業の廃止に伴い、常任委員会の所管からガス水道局を除くためでございます。

次のページをご覧ください。

にかほ市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、ガス水道局」を削る。

附則につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するということになっております。

続きまして、議提第2号市長の専決処分事項の指定についての一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年3月18日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員渋谷正敏、同じく伊藤竹文、同じく佐々木正勝、同じく佐々木春男、同じく佐藤文昭、同じく佐々木敏春。

提案理由につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項の金額を増額し、並びに新たな事項を追加するためでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分の指定についての一部を次のように改正いたします。

本則中「1件50万円以下の損害賠償の額」を「損害賠償について、1件の金額が100万円以下又は市が加入している賠償責任保険で補填される金額の範囲内の金額」に、「50万円」を「100万円」に改めるものであります。

この専決処分の事項の指定は、議決の日から施行するものであります。以上です。

●議長（佐藤元君） この2件については、申し合わせにより質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議提第1号について採決を行います。

お諮りします。議提第1号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号について採決を行います。

お諮りします。議提第2号市長の専決処分事項の指定についての一部改正については、原案のとおり原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後3時53分 閉 会